

インドにおける法身説法

徳 重 弘 志

1. 問題の所在

弘法大師空海（774-835）は、肉体を持たない真理そのものとしての仏が説法をするという思想を、『秘密曼荼羅教付法伝』、『弁顯密二教論』、『秘蔵宝鑰』、『一切経開題』、『統遍照發揮性靈集補闕抄』、『勸縁疏』において表明している¹⁾。空海は、この「法身説法」という思想が成立する根拠として、密教経典や大乘経典からの引用文²⁾と、『大智度論』という論書からの引用文³⁾とを挙げている。

さて、日本には「法身説法」という思想が存在しているが、インドにおいてはどうかであろうか。越智（2009）は、「法身説法」という用語が明記されている文献は Padmavajra 著『タントラ義入注釈』（D no. 2502. **Tantrārthāvatāra-vyākhyāna*, 以下 TV）のみであるが、それに時代的に先行する Buddhaguhya 著『大日経広釈』（D no. 2663. 以下 VA）にも「法身説法」という概念は存在すると主張している。

本稿では、越智（2009）に対する再検討を行うとともに、『楞伽経』（Skt. Vaidya 1963; D nos. 107, 108. *Laṅkāvatārasūtra*)⁴⁾ に対する注釈書である Jñānavajra 著『如来心莊嚴』（D no. 4019. **Tathāgatahrdayālaṅkāra*, 以下 TH）の中に「法身説法」に関する新たな用例⁵⁾が存在することを指摘した上で、インドにおける「法身説法」の展開について考察を行いたい。

2. 『大日経広釈』と『タントラ義入注釈』における用例の再検討

真言宗においては、『大日経』（D no. 494）と『真実撰経』（D no. 479）という二つの密教経典が重要視されている。両経典には、インドで成立した注釈書がチベット語訳でのみ現存しており、それらの中に VA と TV とが含まれている。具体的には、『大日経』に対する注釈書としては、Buddhaguhya 著『大日経略釈』（D no. 2662）と VA とが現存している。他方、『真実撰経』に対しては、Buddhaguhya 著『タントラ義入』（D no. 2501）、Śākyamitra 著『コーサラ莊嚴』（D no. 2503）、Ānandagarbha

著『真性作明』(D no. 2510) という注釈書が現存している。TV は、このうちの『タントラ義入』に対する複注である。これらの人物の活動年代については諸説あるが、Buddhaguhya, Śākyamitra, Ānandagarbha に関しては、8世紀後半-9世紀とされることが多い⁶⁾。また、Padmavajra に関しては同名異人が多いものの、TVの著者の活動年代については Buddhaguhya と同時期と考えられている⁷⁾。

まず、VA(再治本)⁸⁾における用例と、それに対する越智(2009, 402)の見解とを、以下に引用する。

de la chos 'chad pa yang sku bzhi gang gis 'chad ce na | chos kyi sku dang byang chub kyi snying po na bzhugs pa'i sku ni mi g-yo ba nyid tshig tu brjod pa las 'das pas na tshig gis chos (chos] D; om. P) mi 'chad de | de'i byin brlabs (brlabs] P; rlabs D) kiyis longs spyod rdzogs pa dang sprul pa'i skus 'chad do ||⁹⁾

最後のブツグフヤの四身説では、ブツダが悟りを得たシーンを再現する菩提道場身と法身は説法しないとされ、説法するのは受用身と変化身であるとされていた。しかし、他方、この菩提道場身と法身は言葉では説法しないが、加持の力で発した光明によって説法し、それが三摩地に住する毘盧遮那(菩提道場身)と毘盧遮那の心にある五股金剛杵(法身・大毘盧遮那)による説法であった。ここにも法身説法の根拠が見られた。

たしかに、VAには法身が「言葉によって法を説かない」とは記されているが、それは言葉以外の手段で法を説くという可能性を否定してはいない。しかし、VAには法身の加持が説法に相当することを明示する文言は存在しない。また、越智(2009, 317)は「加持の力で発した光明によって説法」が行われる根拠として、『大日経』における「法身の自性」が「阿字」と対応するという記述を挙げているが、その箇所には阿字が光明によって説法をするとは記されていない。おそらく、越智(2009)の主張は『大智度論』¹⁰⁾を前提としているようであるが、その思想を無批判にVAに適應することはできない。以上のことから、VAの段階で「法身説法」という思想が成立していたとは考え難い。また、VAと同一の著者による『大日経略釈』・『タントラ義入』や、同時代の人物によって著された『コーサラ莊嚴』・『真性作明』にも「法身説法」に関する記述が存在しないことも、筆者の考えを支持している。

続いて、TVにおける用例について検討を行う。なお、以下の引用文は、同文献の序論に記されたものであり、『真実撰経』や『タントラ義入』の文章に対する注釈箇所ではない。

gzhan dag na re | de ltar chos ston par mdzad pa'i ston pa ni ji lta bu chos ni gang kho na dag bstan |
 'khor ni su la bstan | gnas ni gang du bstan | tshul lam thabs ni ji ltar bstan | ce na | smras pa | ston pa
 ni rnam pa gsum ste | chos kyi sku dang | longs spyod rdzogs pa'i sku dang | sprul pa'i sku'o || chos
 kyang rnam pa gsum ste | mtshan nyid kyi theg pa dang | phyi'i theg pa dang | nang gi theg pa'o ||
 'khor yang rnam pa gsum ste | rten 'brel las skyes pa dang | smon lam las skyes pa dang | ye shes las
 skyes pa'o || chos bstan pa'i gnas kyang rnam pa gsum ste | sa steng | sa bla | bar snang gsum gyi
 grong khyer dang | gzhal med khang dang | pho brang dag tu bzhugs (*bzhugs*] D; *zhugs* P) nas
 bstan to || chos bstan pa'i tshul yang rnam pa gsum ste | la lar ni chos kyi skus bstan pa yang yod ||
 la lar ni longs spyod rdzogs pa'i skus bstan pa yang yod | la lar ni sprul pa'i skus bstan pa yang
 yod de | 'gro ba ji ltar mos pa dag la de lta bu'i tshul du chos ston to ||¹¹⁾

以上のように、TV では、法身 (*dharmakāya; chos kyi sku), 受用身 (*sambhogakāya; longs spyod rdzogs pa'i sku), 變化身 (*nirmāṇakāya; sprul pa'i sku) が、それぞれ説法を行うと明記されている。ただし、TV では、これ以外の箇所では「法身説法」について言及されてはならず、法身が誰に対してどのように説法をするのかは不明である。なお、越智 (2009, 342) は上掲の引用文の冒頭にある gzhan dag na re という文言を、当時のタントリストたちが「法身説法」を提唱していた証拠と見なしている。しかしながら、この記述は架空の質問者を想定しているにすぎないため、当該の思想の流布状況を示す根拠とはなり得ない。

3. 『如来心莊嚴』における法身説法

空海は、『秘密曼荼羅教付法伝』、『弁顕密二教論』、『勸縁疏』において、「法身説法」という思想が成立する根拠の一つとして『楞伽經』を挙げている。この經典には、Jñānaśrībhadrā 著『楞伽經注釈』(D no. 4018) と Jñānavajra 著 TH という注釈書が現存している。羽田野他 (1973, I-VI) が指摘しているように、Jñānaśrībhadrā は 11 世紀中頃から後半にかけてカシュミール地方やチベットで活動した顕密兼修の学僧である。他方、Jñānavajra の来歴は不明であるが、羽田野他 (1973, V-VI) や越智 (2009, 228-235) が指摘しているように TH の中で『楞伽經注釈』に言及しているため、Jñānaśrībhadrā 以降の人物ということになる。

さて、『楞伽經』には、以下のように仏身について解説している箇所が存在する。本稿では考察の都合上、当該の文章を [A]-[D] の四つに区分した。

[A] vastu-parikalpa-lakṣaṇābhīniveśa-vāsanāt parikalpayan mahāmate parikalpitasvabhāva-lakṣaṇaṃ bhavati | eṣā mahāmate niṣyandabuddha-deśanā | [B] dharmatābuddhaḥ punar mahāmate citta-svabhāva-lakṣaṇa-visaṃyuktāṃ pratyātmāryagati-gocara-vyavasthāṃ karoti |

[C] **nirmitanirmāṇabuddhaḥ** punar mahāmate dāna-śīla-dhyāna-samādhi-citta (*citta*] em.; *citra* Vaidya 1963) -prajñā-jñāna-skandha-dhātv-āyatana-vimokṣa-vijñāna-gati-lakṣaṇa-prabheda-pracāraṃ vyavasthāpayati | tīrthya-dṛṣṭyā ca ārūpyasamati (*ārūpyasamati*] em.; *rūpyasamati* Vaidya 1963) -kramaṇa-lakṣaṇaṃ deśayati | [D] **dharmatābuddhaḥ** punar mahāmate nirālambaḥ | ālamba-viḡataṃ sarva-kriyendriya-pramāṇa-lakṣaṇa-vinivṛttam aviśayaṃ bāla-śrāvaka-pratyekabuddha-tīrthakarātmaka-lakṣaṇābhiniveśābhiniṣṭhānām | tasmāt tarhi mahāmate pratyātmāryagati-viśeṣa-lakṣaṇe yogah karaṇīyah | svacitta-lakṣaṇa-dṛṣya-vinivṛtti-dṛṣṭinā ca te bhavitavyam ||¹²⁾

以上の引用文のうち、[A]は「等流仏」(niśyandabuddha)を、[B]・[D]は「法性仏」(dharmatābuddha)を、[C]は「変化仏」(nirmitanirmāṇabuddha)を、それぞれ説明している¹³⁾。さて、THにおいては、[B]・[D]に対する注釈箇所ですべて「法身説法」について言及されている。

まず、THにおける[B]に対する注釈箇所について検討を行う。

blo gros chen po chos nyid kyi zhes pa la sogs pas **chos kyi sku** spros pa dang bral ba ni zhal dang tshems la sogs pa'i sgron su snang zhing ngag gi rig byed du snang ba'i sgo nas chos ston pa ni mi 'thad la | 'on kyang de'i byin gyis brlabs (*gyis brlabs*] P; *gyi rlabs* D) kyis byang chub sems dpa' rnam la de bzhin nyid kyi rtog pa 'char bar byed pa'i sgo nas ston zhes bya'o ||¹⁴⁾

以上のようにTHでは、『楞伽經』における「法性仏」を「法身」(*dharmakāya; chos kyi sku)と言い換えた上で¹⁵⁾、法身が言葉（語表業）によって法を説くことはあり得ないが、法身の加持によって菩薩たちに直接知が生じるので、その加持が説法であると注釈されている。なお、THにおける「法身説法」の用例は、法身が言葉によって法を説かず加持を行うという点では、上掲したVAの用例と近似している。ただし、VAにおいては加持が説法であるとは規定されておらず、加持の対象も菩薩ではなく受用身と変化身であった。そのため、VAの段階で「法身説法」が成立していたとは考え難いが、その記述が同思想を成立させる材料の一つになった可能性は存在する。

次に、THにおける[D]に対する注釈箇所について検討を行う。

blo gros chen po chos nyid kyi zhes pa la sogs pas **chos kyi sku** yis bstan pa'i tshul nyid gsal bar 'chad pa ste | mig la sogs pa'i dbang po'i yul ma yin zhing | tha snyad pa'i tshad ma'i yul las log pa'o || yang blo gros chen po zhes pa la sogs pas chos nyid kyi sangs rgyas kyis bstan pa'i don nyid nges pa'i don mthar thug pa nyid yin pas de la brtson par bya'o zhes gdams pa'o || 'di rnam kyang || sangs rgyas mam pa du ru brjod || ces pa'i lan du yang sbyar bar bya'o ||¹⁶⁾

以上のように TH には、法身が法を説くことと、その法身が感覚器官や正しい認識手段の対象ではないことが明記されている。なお、日本に伝わった『大智度論』においては「法身」という語句が「応身」を意図していると解釈できる余地も存在していたが、TH における「法身」は肉体を持たない真理そのものを指している。

4. 結論

本稿では、先行研究が「法身説法」と関連付けていた VA と TV とにおける用例を再検討した上で、TH における「法身説法」の用例について考察を行った。まず、VA では、法身が言葉によって法を説かず加持を行うと記されているが、加持が説法であるとは規定されておらず、加持の対象も菩薩ではなく受用身と化身であるため、この段階で「法身説法」が成立していたとは考え難い。次に、TV では、「法身説法」について直接的に言及しているが、法身が誰に対してどのような説法をするのかは不明であった。そして、TH では、肉体を持たない真理そのものとしての法身が、加持によって菩薩たちに直接知を生じさせることが説法であると明記されていた。以上のことから、「法身説法」という思想は、インドにおいては 8 世紀後半-9 世紀に成立し、11 世紀以降まで存続していたと判断することができる。また、日本で活動していた空海が、同時代にインドで活動していた Padmavajra の影響を受けているとは考え難いため、真言宗における「法身説法」という思想は、空海によって創案されたと推定することができる。

-
- 1) 『秘藏宝鑰』と『勸縁疏』には、「法身説法」という語句は用いられていない。
 - 2) 空海が典拠とした経典には、法身が説法をするという直接的な記述は存在しない。
 - 3) 空海が引用した『大智度論』の一節 (T no. 1509, 25: 126b17-18. 又法身佛常放光明常説法) における「法身」という語句は、中国の嘉祥大師吉蔵 (549-623) によって「応身」を意図していると指摘されており、日本の三論宗が空海を批判する際の根拠となっている。詳細については、密教文化研究所編 (2022, 202) および土居 (2003) を参照。
 - 4) 高崎・堀内 (2015, 19) が指摘しているように、D no. 107 (P no. 775) はサンスクリット語からのチベット語訳であり、D no. 108 (P no. 776) は漢訳からのチベット語訳である。そのため本稿では、前者における位置のみを注記することにする。なお、デルゲ版の目録や Bu ston の著作では、D no. 107 も漢訳からのチベット語訳とされているが、羽田野他 (1973, X-XI) が指摘しているように、それは誤りである。
 - 5) 管見のおよぶ限りでは、「法身説法」に言及するインド撰述文献は TV と TH のみである。なお、*Ḍākārmavatantra* (D no. 372) に対する注釈書である Padmavajra 著 **Bohiṭā* にも、「yang chos kyi sku yis bshad de ||」(D no. 1419, *dza* 29v3; P no. 2136, *da* 35r6) という一文が存在するが、前後の文脈から判断して、この用例は「法身説法」とは無関係である。

- る。なお、*Ḍākāṃṣaśāstra* の成立年代は杉木（2007, 19）が指摘しているように10世紀以降であるため、**Bohiṭā* の著者と TV の著者は同名異人である。
- 6) 奥山（2016, 47）を参照。
 - 7) 遠藤（2017, 2-3）を参照。
 - 8) VA（未再治本）における対応箇所（D no. 2663, *nyu* 70v3-4; P no. 3487, *ngu* 83v7-84r1）も確認したが、VA（再治本）との大幅な差異は存在しないため、本稿では該当箇所の引用を割愛した。
 - 9) D no. 2663, *nyu* 266r7-v1; P no. 3490, *cu* 8v5-6.
 - 10) 越智（2009, 67-81）では、『大智度論』における法身についても検討が行われている。
 - 11) D no. 2502, *ṛ* 92r3-6; P no. 3325 *dzi* 99r4-v1.
 - 12) Skt. Vaidya 1963, p. 25 ll. 21-29. D no. 107, *ca* 77v1-5; P no. 775, *ngu* 84v2-8. なお、当該箇所は、『弁頭密二教論』（定本弘全 3: 98）や「勸縁疏」（定本弘全 8: 174）において、「法身説法」という思想が成立する根拠の一つとして挙げられている。
 - 13) 『楞伽經注釈』における[A]-[D]に対する注釈箇所と、THにおける[A]-[C]に対する注釈箇所については、越智（2009, 231-233）が既に和訳を提示している。しかし、越智（2009）は、密教的立場からの注釈書であると見なした『楞伽經注釈』に対する検討を主眼としており、顕教的立場からの注釈書であると見なした TH については厳密な検討を行ってはおらず、当該の「法身説法」の用例についても見過ごしている。
 - 14) D no. 4019, *pi* 106v2-3; P no. 5520, *pi* 121v8-122r2.
 - 15) Buddhaguhya 著『タントラ義入』でも、「法身」（*chos kyi sku*）と「法性身」（*chos nyid kyi sku*）とが同一視されている。当該箇所については、北村（2016, 867）を参照。
 - 16) D no. 4019, *pi* 107r3-5; P no. 5520, *pi* 122v2-5.

〈参考文献〉

- 遠藤祐純 2017 『パドマヴァジュラ造『タントラ義入注釈』和訳』ノンブル社。
 奥山直司 2016 「注釈者と注釈書——ブツダグフヤ、アーナンダガルバ、シャークヤミトラ——」高橋尚夫他編『空海とインド中期密教』春秋社, 45-57。
 越智淳仁 2009 『法身思想の展開と密教儀礼』法蔵館。
 北村太道 2016 『初会金剛頂經概論『タントラ義入』の研究——ブツダグヒヤ本論・パドマヴァジュラ注釈の全訳と解説——』起心書房。
 —— 2020 『全訳ブツダグヒヤ『大日經広釈』』起心書房。
 杉木恒彦 2007 『サンヴァラ系密教の諸相——行者・聖地・身体・時間・死生——』東信堂。
 高崎直道・堀内俊郎 2015 『楞伽經』新国訳大蔵經如来藏・唯識部2, 大蔵出版。
 土居夏樹 2003 「平安時代初期における法身説法説の受容」『印仏研』51 (2): 652-654。
 羽田野伯猷他編 1973 『聖入楞伽經註』チベット佛典研究会。
 密教文化研究所編 2022 『『弁頭密二教論』の研究』高野山大学密教文化研究所紀要別冊, 密教文化研究所。
 Vaidya, P. L., ed. 1963. *Saddharma-Laṅkāvatārasūtra*. Buddhist Sanskrit Texts No. 3. Darbhanga: Mithila Institute.

〈キーワード〉 法身説法, 空海, Padmavajra, Jñānavajra, *Tathāgatahrdayālamkāra*
 （高野山大学密教文化研究所専任研究員, 博士（密教学））